

【提案 NO. 3】

1. 提案項目名

印鑑の削減について

2. 提案の具体的な内容

様々な場面で行政への提出書類があり、押印するという作業が年間を通して見ると結構な時間を要しています。

個人の場合は自身の判断で押印作業を行えるが、法人となると話が変わってきます。

申請に要する押印が不要になると法人として助かります。

3. 提案に至った理由

法人の場合は社印を利用する際に社内で申請が必要なことが多いです。会社の規模によっては代表者決済が必要になることもあります。

コロナ禍で売上が厳しい状況下にあり、社内の生産性を上げていくことが求められている中で、削減できる工数は通常業務の中から省きたい。

例) 1回の申請につき捺印にかかる工数（概算）

社内申請 15分（申請を出す人・承認する人含め）、社内根回し連絡 5分、捺印作業 2分

毎月 5回の申請を行ったとすると、

22分／回×5回／月×12ヶ月 = 1,320 分

の工数削減に該当する。

※あくまで概算であり企業によって変わります

この 1,320 分を営業活動に充当できるのは大きいと思いご提案させていただいた次第です。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

【提案 NO. 5】

1. 提案項目名

小中学校の転校手続き電子化について

2. 提案の具体的な内容

サテライトオフィス勤務、リモートワーク、ワーケーション等を実施する際、区域外就学制度を活用し、児童も帯同できるよう、小中学校が行う転校手続きの電子化を提案

3. 提案に至った理由

弊社にて、徳島県教育委員会が実施する「デュアルスクール事業」の PR およびコーディネート業務を受託し推進している。

デュアルスクールでは、区域外就学制度を活用し、2週間から1ヶ月程度、徳島県内の小中学校に児童が転校し就学するが、送り出し側の小中学校（都市部）、受け入れ側の小中学校（県内の小中学校）の双方にて、短期間に転入と転出の転校手続きが発生する。

送り出し側、受け入れ側の双方の学校より、転校手続き時における各種書類のやりとりが煩雑であるとの声をいただきしており、この手続きを電子化することで簡素化と迅速化を図り、リモートワークやワーケーションなど人の流動化に繋がればと考えた。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

【提案 NO. 9】

1. 提案項目名

○○市○○町におけるインターネット回線接続枠の拡大について

2. 提案の具体的な内容

○○市○○町では平常時は民泊、災害時は避難所として機能する「シームレス民泊」への取り組みが進んでいます。

このシームレス民泊を円滑に推進するためには民泊に宿泊、滞在されるお客様に向けた

インターネット(Wi-Fi)接続環境の整備が必要不可欠です。

しかしながら現在、○○地区では・インターネット回線への接続設備に容量制限があり

一部エリアにおいて新規契約を受け付けられないケースがある。

- ・新規契約を受け付けられないエリアでは現時点で設備を増設する予定はなく他の契約者が解約された場合にのみ新規契約を受け付けている。
- ・現状、1度インターネット回線を引くと転居や空き家になるなどがなければなかなか解約されることはない。

といった現状があり通信環境の整備が進まない状況です。

改善をしてくださるよう求めます。

3. 提案に至った理由

徳島県は、県をあげた取り組みのおかげで他県に比べ、安定し、高速のインターネットを享受できる「通信網」が整えられていると感じます。

ただ、せっかく構築された通信網が実際の利用者を希望する方々まで、その利便性を享受することができず「空きができるまで」順番待ちである現状はおおきな機会損失であり、移住促進、観光誘致、リモートワークや、ワーケーションの誘致を推進する活動をすすめる中で、民間のチカラだけではなかなか超えられない大きな障壁になっているのでは?と感じます。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

【提案 NO.1 2】

1. 提案項目名

学校の余裕教室におけるワーケーションやテレワーク等「働く場」としての民間活用

2. 提案の具体的な内容

人口減少や少子化に伴い新たな地域の資源となった廃校や余裕教室は、政府も約 20 年前から有効活用を推奨し、実際に放課後子ども教室や福祉施設として活用されている。しかし、地方都市はこの 20 年で更なる過疎化が進行し、施設を活用する人材そのものが枯渇状態の地域もある。一方で、現在のコロナ禍においては、地方都市の魅力が再認識され、ワーケーションやテレワークにより地方滞在を望む声が聞かれる。

そこで私は、学校の余裕教室を、ワーケーションやテレワーク希望者の仕事場として有効活用し、教育現場とも交流できるよう、規制改革する案を提案する。

これまでの余裕教室の活用では、異業種による民間活用の事例は見当たらない。また、廃校ではオフィスや宿泊施設等の民間活用事例はあるが、本提案は「子ども達が通っている学校の余裕教室」で実施することに価値を置いている。顔認証等、新たな技術の活用でセキュリティ管理も工夫ができると考える。

3. 提案に至った理由

ワーケーションでは、しっかりと働ける場とリラックスできる機会の両輪が揃っていること、また受け入れ地域にメリットがあることが重要である。幸い本県は魅力ある自然環境や高速通信網がすでにあり、準備が必要な要素は「働く空間」と「地域のメリット」である。両者を充足する方法の一つが、余裕教室の活用だと考える。

立地・耐震・駐車場等ハード面のメリットは言うまでもないが、ソフト面でも、教育現場のすぐそばに様々な技術を持つ人が滞在することで、地方にいながら最先端の技術に触れる機会の創出等、子ども達に多くのメリットを与えられる。また、訪問者は子どもたちとの触れ合いで、地域の魅力を知り、給食で徳島の豊かな食を感じられる。

これまで、民間団体による余裕教室の活用や国際ボランティアによる英語教育提供の申し出が、教育委員会の判断で実現できなかつたと聞いている。ぜひ規制改革により、余裕教室の民間活用を実現していただきたい。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

学校教育法等

【提案 NO.1 3】

1. 提案項目名

無線通信技術 LPWA を広域利用にあたっての提案

2. 提案の具体的な内容

IoT をはじめとするビッグデータ収集基盤として地域ネットワークに活用される 920MHz 帯を代表とする LPWA (Low Power Wide Area) 無線通信の利用にあたっては、その事業者は電気通信事業者登録が必要となる。そのサービス区域が一つの市町村に閉じる場合は、総務省地方総合通信局へ届出ですむが、一つの都道府県内で閉じる場合は地方総合通信局への登録、それを超えると総務省総合通信基盤局事業政策課に登録が必要となる。

IoT によるビッグデータ、オープンデータの利活用の目的と住民利便性向上を考えた場合、区域の大小によって届出や登録による規制は、地域の住民参加による実証・実装、地域の横展開による事業化の足かせになるものであり、基準を満たすことで届出も登録も不要とするか、区域ではなく電波の利用法やサービス内容での分類による届出制にすべきと考える。

3. 提案に至った理由

防災や地域住民の見守り、防犯、鳥獣被害対策などに IoT を活用する場合、その対象となる地域ネットワークは、必ずしも一つの自治体内が対象となるわけではない。Society5.0 や地域 DX をはじめとするテクノロジーによる地域課題の解決と持続可能な地域創りには、特定の地域で実証・実装を成功させてそれを様々な領域や地域に横展開できることと、そのスピード感が事業化の鍵であり、圏域による規制は原則なくしていくべきと考える。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

【提案 NO. 1 4】

1. 提案項目名

LPWA における特定小電力無線局の技術基準(電波法)

2. 提案の具体的な内容

周波数幅や送信時間、送信出力など、通信性能に掛かる基準を緩和して無線接続の距離や情報量を増やした、免許不要局の検討をすれば IoT 機器の接続性が上がり多くの分野で利活用が進む。特に自営通信を必要とするところは、農地や山岳地域、過疎地のようにキャリア網のサービスが行き届かないところが想定されるので、地域的な緩和策もあると良い。

3. 提案に至った理由

免許不要局の一種であり手続き不要で使用できる。その反面、無線設備規則第 4 章第 4 節の 11 および関係告示に技術基準が定められており、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則により認証された適合表示無線設備（技適マークのついた機器）でなければならない。

出力（空中線電力）は 1W（当初は 10mW）以下で告示に定められている。

無線機器には他の無線局の運用を阻害するような混信などの妨害を生じさせない機能を備えている。また、技術基準には、「一の筐体に収められており、容易に開けることができないこと」（空中線（アンテナ）が外付けできるものなど一部例外がある。）とされ、特殊ねじなどが用いられているので、利用者は改造はもちろん保守・修理の為であっても分解してはならない。改造したものは技術基準適合証明が無効となり、不法無線局となる。出力を柔軟に出来ると地域に応じた利用が可能となる。

4. 当該規制の根拠となる条例、規則等の名称

電波法